広島県被災宅地危険度判定士認定登録要綱

平成15年3月10日制定 平成18年12月11日一部改正 平成20年4月1日一部改正 平成22年4月1日一部改正 平成24年4月1日一部改正 中成24年4月1日一部改正 令和3年12月21日一部改正 令和5年5月26日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地の危険度判定を行う広島県被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)の認定登録に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。
 - (1) 宅地 宅地造成及び特定盛士等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地、危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地及びこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
 - (2) 危険度判定 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点 から危険度を分類することをいう。
 - (3) 宅地判定士 危険度判定を実施する能力を有するものとして、知事がこの要綱に基づき認定 登録した者をいう。

(認定登録の対象者)

- 第3条 宅地判定士は、県内に居住又は勤務する者で、次のいずれかに該当し、かつ、第11条に 規定する講習を修了した者の中から認定登録する。
 - (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第22条各号のいずれか 又は都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第19条第1号イからトまでのいず れかに該当する者
 - (2) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者
 - (3) 国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者
 - (4) 建築士法による二級建築士の資格を有し、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者及び建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者又は二級施工管理の資格を有し、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して5年以上の実務経験を有する者
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、前項各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有して

いると認めた者を宅地判定士として認定登録することができる。

(認定登録の手続)

- 第4条 前条に該当する者で、宅地判定士の認定登録を受けようとする者は、広島県被災宅地危険 度判定士認定登録申請書(様式第1号。以下「認定登録申請書」という。)により知事に対して 申請しなければならない。
- 2 認定登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が添付の省略 を認めたものについては、この限りではない。
 - (1) 前条第1項第1号又は第4号に該当する者については、資格要件申告書(様式第7号)及び 認定登録要件を証明する書類
 - (2) 前条第1項各号で実務経験を必要とする者については、実務経験証明書(様式第8号)
 - (3) 前条第2項に該当する者については、知事が必要と認める書類
 - (4) 申請者の写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(認定登録証の交付)

- 第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として 適当であると認めたときは、広島県被災宅地危険度判定士名簿(様式第2号。以下「宅地判定士 名簿」という。)に登録するとともに、当該申請者に広島県被災宅地危険度判定士認定登録証(様 式第3号。以下「認定登録証」という。)を交付する。既に被災宅地危険度判定連絡協議会から 交付された被災宅地危険度判定士登録証は、その有効期限をもって認定登録証とみなすものとす る。
- 2 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当でないと認めたときは、認定登録しないことができる。この場合において、知事は、当該申請者にその旨を文書で通知する。

(認定登録事項の変更)

- 第6条 宅地判定士は、第4条第1項の規定により申請した事項のうち、次の事項に変更があった ときは、広島県被災宅地危険度判定士認定登録事項変更届(様式第4号。以下「変更届」という。) を知事に提出しなければならない。
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 勤務先の名称、所在地及び電話番号
- 2 知事は、前項の届出があった場合においては、宅地判定士名簿に変更内容を記載する。

(認定登録の更新)

第7条 認定登録の有効期間は、当該認定登録を受ける者が、最後に受講した講習会の修了の日(第3条第2項に該当する場合にあっては、知事が認めた日)から5年後の属する年度の末日までと

する。

- 2 前項に規定する認定登録の有効期間終了後も、引き続き宅地判定士として広島県被災宅地危険 度判定実施要綱による危険度判定の実施に協力しようとする者は、認定登録の更新を受けること ができる。この場合においては、現に有効な認定登録の有効期間の終了日までに、第11条に規 定する講習会を受講し、修了した後に、知事に認定登録申請書及び現に有効な認定登録証(以下 「更新申請書等」という。)を提出しなければならない。なお、知事が講習会を修了した者と同等 の知識を有すると認めた場合は、第11条に規定する講習会を受講し、修了することを要しない。
- 3 知事は、前項の更新申請書等の提出を受けたときは、すみやかに認定登録を行い、新たな認定 登録証を交付するものとする。
- 4 前項の認定登録の有効期間は、第1項に準ずるものとする。

(認定登録証の再交付)

- 第8条 宅地判定士は、認定登録証を紛失し、又は汚損したときは、広島県被災宅地危険度判定士 認定登録証再交付申請書(様式第5号)により知事に再交付を申請することができる。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定登録証を再交付する。
- 3 認定登録証の再交付を受けた宅地判定士は、紛失した認定登録証を発見したときは、速やかに 当該認定登録証を知事に返納しなければならない。

(認定登録の辞退)

- 第9条 宅地判定士は、認定登録を辞退しようとするときは、広島県被災宅地危険度判定士認定 登録辞退届(様式第6号)に認定登録証を添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その者を宅地判定士名簿から抹消する。

(認定登録の取消)

- 第10条 知事は、第3条により宅地判定士として認定登録されている者が、他の都道府県知事の認 定登録を受けたときは、宅地判定士の認定登録を取り消すものとする。
- 2 知事は、宅地判定士として認定登録されている者について、宅地判定士としてふさわしくない と認めた場合は、認定登録を取り消すことができる。
- 3 第1項又は前項の規定により認定登録を取り消された宅地判定士は、速やかに当該認定登録証 を知事に返納しなければならない。
- 4 知事は、宅地判定士の認定登録を取り消したときは、その者を宅地判定士名簿から抹消する。

(講習会)

- 第11条 県は、第3条第1項各号に該当する者を対象に、危険度判定に必要な知識及び技能向上の ための講習会を開催する。
- 2 前項の講習会及び被災宅地危険度判定連絡協議会等による講習会は、第3条第1項の講習とする。
- 3 知事は、第1項の講習会の受講を修了したものに対し、受講修了証を発行することができる。

(宅地判定士名簿内容の通知)

第12条 知事は、第5条第1項、第6条第2項、第7条第3項、第9条第2項、第10条第1項及 び同条第2項に規定する手続きを行った場合には、速やかにその内容を被災宅地危険度判定連絡 協議会会長に通知する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成15年3月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年12月11日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

)	広島県	.被災宅地危	顶 度判定士認	忍定登録申請	事 新規 更新				
高県	知事	様			申請者氏	申請 : 名(自署) ₋	1	年	月	日
	県被災宅 登録を申			2定登録要綱		1項 }の類	見定に基	づき、	宅地判	定士と
この	申請書及	び添付	書類の記載	事項は、事実	ミに相違ありる	ません。				
Š	りが	な				性 別		男	· 女	
氏		名				生年月日	S H	年	月	目
Š	りが	な	<u></u>							
住		所	Ŧ							
		ומ				$\mathrm{TEL}:$	()		
	I -	主所名称	Ŧ				•	-		
勤	務 先					TEL:	()		
		所 属 部 署								
それ	ぞれの必 登録証を □ 広! (宅地 を有	要書類 添付す 島県被 造成及び する者が	(裏面参照 ること。) な災宅地危限 特定盛士等規制 該当)	を当別」欄の子 会のでは 会のでは 会を 会を を を を を を を を を を を を を を を を を	こと。(更新 忍定登録要編 号又は都市計画法	の場合は記 開第3条第 施行規則第19条	入不要。 1 項第 1 第1号イガ	ただ! 号該	- 現 (c) 現 (c) 現 (c) ままままままままままままままままままままままままままままままままままま	有効な
	1		《災宅地危》	険度判定士記	7 完 科	第二条第一	1 項第 2	异該	当	
資					含む。)で国又は地		競員として±			開発に関す
資格要件該当別	る技術 □ 広! (国又	析に関し、 島 県 被 は地方公	て3年以上の実施 安災宅地危際 共団体等の職員	(職員であった者を 務経験を有する者が 強度判定士記 (職員であった者を 、、知事の認定を受	含む。)で国又は地 該当) 忍定登録要線 含む。)で国又は地	方公共団体等の駆ける	1 項第 3	木、建	楽又は宅地 当	
資格要件該当別	る技術 □ 広, (国又 て10 □ 広, 健築 で難 宅地	标に関し 島県被は地方公 年以上の 島、 芸法による と は地方公 の は地方公 の は地方公 の は地方公 の は と り 上 の と は と り と り と り と り と り と り と り と り と り	て3年以上の実務 と災宅地危際 共団体等の職員の 実務経験を有し と災宅地危際 る二級建築士の よる土木・建築・ する技術に関して	務経験を有する者が 険度判定士記 (職員であった者を	含む。)で国又は地 該当) 忍定登録要綿 含む。)で国又は地 けている者が該当) 忍定登録要綿 建築又は宅地開発 施工管理の資格を 験を有する者が該	方公共団体等の駅 開第3条第二 方公共団体等の駅 開第3条第二 駅に関する技術に 有する者又は二線 当)	1 項第 3 強員として± 1 項第 4 関して4年 吸施工管理の	木、建 号	楽又は宅地 当 楽又は宅地 当 務経験を有	開発に関し

- 注) 1. ※印欄は、記入しないでください。
 - 2. <u>申請者の写真(申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm、横2. 4cmの写真)を</u> 1枚添付してください。

(様式第1号)「被災宅地危険度判定士認定登録申請書」記入上の注意

- 1 「申請日」は、講習会の開催日を記入してください。(更新時は、申請書提出日を記入してくだ さい。)
- 2 この認定登録申請書には、あなたの該当する資格要件別に、次のとおり、それぞれ定められた 添付書類がありますので御注意ください。

(必要書類)

資格要件		資格要件申告書等 (様式第7号)	実務経験証明書 (様式第8号)	知事が必要と認め る書類
	第1号該当	0	Δ	
要綱第3条第1項	第2号該当		0	
安神男の朱男工頃	第3号該当		0	
	第4号該当	0	Δ	
要綱第3条第2項該当				A

- ※ 「資格要件申告書等」とは、資格要件申告書(様式第7号)と認定登録要件により添付する事 となっている書類をいう。
- ※ 「O」については、必ず添付してください。
- ※ 「△」については、実務経験を必要とする場合に添付してください。
- ※ 「▲」については、提出を求める場合がありますので、申請書を提出される前に、あらかじめ 添付書類を確認してください。

3 各欄の記入手順

この申請書に記入する内容は、次のことに注意し誤りがないように記入してください。

- (1) 申請書中の「新規」と「更新」は、どちらかあなたが該当する方を一方だけ残し、他方を 二重線で消してください。また、新規の場合は「第4条第1項」を、更新の場合は「第7条 第2項」を残し、他方を二重線で消してください。
- (2) 「氏名」欄は、楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けてください。「生年月日」 欄は、S(昭和)・H(平成)のうち該当するものを○で囲んで記入してください。
- (3) 「住所」欄は、住民登録の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所 (日常生活の場としている連絡ができる所)を記入してください。「電話番号」は、最も確実 に連絡可能な番号を記入してください。
- (4) 「勤務先」欄は、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地を記入してください。「電話番号」は、「住所」欄と同様に最も確実に連絡可能な番号を記入してください。(非常時の連絡を迅速に行う目的のため、代表番号のほかに直通番号がある場合は、直通番号を記入してください。)
- (5) 要綱第3条第1項第1号又は同第4号に該当の方は、該当する認定登録要件により添付する証明書等の種類が異なります。様式第7号の裏面に詳細が記載してありますので参照してください。

様式第2号(第5条関係)

広島県被災宅地危険度判定士名簿

	7 (第3末)			界 阪 火 七	PO /O P	X /X 13	<u> </u>	ㅗ 게	1117			1		
交付番号	認定登録番号	認定登録	ふりがな	生年月日	=	居	住	地	住	所		電話番号	登	備考
		有効期限	氏 名		₹	勤	務	地	住	所・所	属	電話番号	録	
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		-				•					

広島県被災宅地危険度判定士認定	工程銀 証
認定登録番号 氏 名 住 所 生 年 月 日年月日 上記の者は、被災宅地危険度判定士として 認定登録されていることを証する。	写 真 (縦3 c m× 横2.4 c m)
認定登録年月日年月日 有 効 期 限年月日 広島県知事 印	

(裏)

備考	<u>,</u>

本証は、大地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図ることを目的に、広島県知事が「広島県被災宅地危険度判定士認定登録要綱」に基づき交付したものである。

注意事項

- 1 被災宅地危険度判定士として、危険度判定活動に従事するときは、必ずこの 認定登録証を携帯してください。
- 2 氏名、住所、勤務先等に変更が生じたときは、広島県知事に届け出てください。
- 3 本証更新の場合は、有効期間の終了日までに講習会を受講したうえで、広島 県知事に申請してください。

本証を拾得された方は、次のところまで御連絡ください。

≪広島県○○局○○課 08313-XXXX≫

(縦50mm×横80mm)

様式第4	. 号 (第6	条関係)										
		広島	果被災	宅地危険	度判定	定士認定	登録事項変	更届				
广包旧名	事	44								年	月	日
冯 西	1 11 /3	ζ										
						届出者	氏名(自署	星)				
広島県 届け出ま		危険度判定	士認定	登録要綱	爾第6多	条第1項	の規定に基	さづき、	認定	登録事	項の変	ご更を
認定登	録番号					認定登	録年月日		年		F	3
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						,,,,,,						
			変	更	<u></u> 前			変	更			
ふり	がな		及	又 .	111				<u></u>	IX.		
氏	名											
ふり	がな											
住	所	〒					₸					
	ふりがな	TEL:	()			TEL:	()			
	住所	Ŧ					Ŧ					
勤務先		TEL:	()			TEL:	()			
	所 属部 署											
												'
※受		受付番号					受付日	左	F	月	日	
※備	考											
L												

- 注)1.変更箇所のみ記入してください。
 - 2. ※印欄は、記入しないでください。

J	広島県被災宅地危険度判定	上認定登録証再交付申記	青書							
				年	月 日					
広島県知事 様										
申請者氏名(自署)										
	resolutes I sales av Na archades o A	to the second of	` ====================================	·^==						
ム島県被災宅地危険 申請します。	度判定士認定登録要綱第8多	★第1頃の規定に基づる	さ、認定な	録証(/)	再父付を					
17 ph O & 7 o										
認定登録番号		認定登録年月日	年	月	日					
ふりがな		性別	男	· 女						
氏 名		生年月日 8 日	年	月	日					
ふりがな 〒	=									
住所										
T	EL: ()									
	受付番号	受付日	年	月	日					
※備 考										

- 注)1. ※印欄は、記入しないでください。
 - 2. 写真を1枚添付してください。(申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm、横2.4cmの写真)

	広島県被災宅地危険度	判定士認定登録辞退	届 年	月 日					
広島県知事 様									
届出者氏名(自署)									
広島県被災宅地危	拉 除度判定士認定登録要綱第 9	条第1項の規定に基づ	づき、認定登録を	辞退します。					
認定登録番号		認定登録年月日	年	月 日					
ふりがな		性 別		女					
氏 名			S H	月 日					
ふ り が な	 								
住 所									
	TEL: ()								
※受 付	受付番号	受付日	年	月 日					
※備 考									

- 注) 1. ※印欄は、記入しないでください。
 - 2. 認定登録証を添付してください。

広島県被災宅地危険度判定士 資格要件申告書

私は、次のとおり広島県被災宅地危険度判定士認定登録要綱第3条第1項第1号又は同第4号に 定める認定登録要件に該当するので、必要書類を添え申告します。

該当する認定登録要件

(裏面の該当する認定登録要件番号を記入する。)

年 月 日

広島県知事 様

申告者氏名(自署)_____

該当する認定登録要件一覧

(該当するいずれか一つの番号を表面の □ に記入し、指定された書類を添付する。)

1) 大学院等在学経験者:盛土令第22条第5号(宅造告示第1号)該当 大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する 事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関す る事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して1年以上の実務経験を有する者 在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加) 必要な添付書類 実務経験証明書(様式8) ② 大学卒業者:盛土令第22条第1号、都計規則第19条第1号イ該当 大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関す る技術に関して2年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術 に関して2年以上の実務経験を有する者 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 必要な添付書類 実務経験証明書(様式8) ③ 3年課程の短期大学卒業者:盛土令第22条第2号、都計規則第19条第1号ロ該当 短大で、正規の土木又は建築の修業年限3年以上の課程(夜間は除く。)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関 する技術に関して3年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限3年以上の課程(夜間は除く。)を修めて卒 業した後、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する者 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 必要な添付書類 実務経験証明書(様式8) |綱第3条第1項第1号該当 ④ 短期大学、高等専門学校卒業者:盛土令第22条第3号、都計規則第19条第1号ハ該当 前項以外の短大、高等専門学校、旧専門学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地 開発に関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に 関する技術に関して4年以上の実務経験を有する者 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 必要な添付書類 実務経験証明書(様式8) ⑤ 高等学校卒業者:盛土令第22条第4号、都計規則第19条第1号二該当 高等学校又は旧中等学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に 関して7年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後宅地開発に関する技術に関して 7年以上の実務経験を有する者 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加) 必要な添付書類 実務経験証明書(様式8) ⑥ 認定講習会修了者:盛土令第22条第5号(宅造告示第4号)、都計規則第19条第1号ト該当 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務経験を有する者及び宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務経験を含む 10年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で国土交通(建設)大臣が指定した講習会を修了した者 認定講習会終了証の写し 必要な添付書類 実務経験証明書(様式8) 指定の国家資格を有する者 (7) 技術士:盛土令第22条第5号(宅造告示第2号)、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当 技術士法における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部 門とするものに合格し、合格の後宅地開発に関する技術に関し二年以上の実務経験を有する者 技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書の写し 必要な添付書類 実務経験証明書(様式8、ただし 技術部門を建設部門とする場合は不要) 8 一級建築士:盛土令第22条第5号(宅造告示第3号)該当 建築士法による一級建築士の資格を有する者 必要な添付書類 一級建築士免許証の写し 9 二級建築士 建築士法による二級建築士の資格を有し、土木、建築又は宅地開発に関して4年以上の実務経験を有する者 |綱第3条第1項第 二級建築士免許証の写し 必要な添付書類 実務経験証明書(様式8) ⑩ 一級施工管理技士 建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者 必要な添付書類 一級施工管理技士登録証の写し ① 二級施工管理技士 建設業法による土木・建築・造園に関する二級施工管理の資格を有し、土木、建築又は宅地開発に関して5年以上の実務経験を -号該当 有する者 二級施工管理技士登録証の写し 必要な添付書類 実務経験証明書(様式8)

注)この面で「盛士令」とあるのは、「宅地造成及び特定盛士等規制法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を、「要綱」とあるのは、「広島県被災宅地危険度判定士認定登録要綱」を表す。

(様式第7号) 「広島県被災宅地危険度判定士資格要件申告書」 記入上の注意

1 この申告書は、「認定登録申請書(様式第1号)」の「資格要件該当別」欄のうち、要綱第3 条第1項第1号又は同第4号に該当すると記入された方のみ提出してください。

この申告書の提出を必要としない方は、要綱第3条第1項第2号及び同第3号、第3条第2項に該当の方となります。

2 各欄の記入手順

(1) あなたの認定登録要件を裏面から一つ選択し、「該当する認定登録要件」欄に番号を記入してください。

なお、認定登録要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適当と考える資格要件を一つだけを選択し、記入してください。

- (2) あなたが選択した「該当する認定登録要件一覧」に、必要な添付書類が記載されています。 この必要な添付書類は、認定登録要件ごとに異なりますので、注意してください。
- (3) 認定登録要件「①」から「⑤」に該当する方

「在学の期間を証明する書類」又は「卒業証明書」は、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証書等のコピーでは受付できません。

また、添付していただいた証明書で、認定登録要件として必要な学科・課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書(またはこれに準ずる証明書)」の追加添付をお願いすることがあります。(なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書等の添付をお願いすることになります。)

(4) 認定登録要件「⑦」に該当する方

「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。技術部門が記載されていない場合には、受付できません。

- (5) 認定登録要件「⑦(技術部門を建設部門とする方)」、「⑧」及び「⑩」以外に該当する方は、 別途、「実務経験証明書(様式第8号)」の添付が必要です。実務経験証明が必要となる期間が 認定登録要件ごとに異なりますので、該当する欄で指定している年数に注意してください。
- (6) 提出年月日には、「被災宅地危険度判定士養成講習会申込書」にある、講習会の開催日を記入してください。
- (7) 「申請者氏名」は、必ずあなたの自筆で記入してください。捺印は必要ありません。

(表)

広島県被災宅地危険度判定士 実 務 経 験 証 明 書

歩の ≯ は .	土木、建築又は宅地開発に関する技術	に関し、
次の者は、・	- - 土木、建築又は宅地開発に関する業務	に関し、

に関し、次のとおり実務の経験を有することを証明します。

年 月 日

職 名 _____

証 明 者

被証明者氏名	生年月日	年 月 日	証明期間	年月か	ら 年	月まで
職名	主な経験の『	为 容		期間		
			年	月から	年	月まで
			年	月から	年	月まで
			年	月から	年	月まで
			年	月から	年	月まで
			年	月から	年	月まで
			年	月から	年	月まで
			年	月から	年	月まで
			年	月から	年	月まで
	合 計			年	ヶ月	

(様式第8号)「広島県被災宅地危険度判定士実務経験証明書」記入上の注意

1 「認定登録申請書(様式第1号)」又は「資格要件申告書(様式第7号)」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験 内容の証明を行い、提出してください。

この証明書の提出を必要としない方は、「資格要件申告書(様式第7号)」の認定登録要件のうち、「⑦ 技術士」で技術部門を建設部門とする方、「⑧ 一級建築士」、「⑩ 一級施工管理技士」である方及び「要綱第3条第2項に該当する者」である方となります。

2 この証明書は、証明者が証明できる期間のみ1枚にまとめて記載することができます。

証明者が異なる場合には、2枚以上に書き分けてください。また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか1枚の証明しか有効となりませんのでご注意ください。

3 各欄の記入手順

- (1) 証明書中の「土木、建築又は宅地開発に関する技術」と「土木、建築又は宅地開発に関する業務」は、どちらかあなたが該当する方を一方だけ残し、他方を二重線で消してください。
 - なお、要綱第3条第1項第1号、同第2号及び同第4号に該当する方は「土木、建築又は宅地開発に関する技術」を残し、第3条第1項第3号に 該当する方は「土木、建築又は宅地開発に関する業務」を残してください。
- (2) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行なった日を記入してください。
- (3) 「証明者」になれるのは、あなたが、「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、「××部○○課」に所属していた期間の証明は、「○○課長」又は「××部長」の証明が必要となります。(当然ながら「部長」より上位の管理者でもかまいません。)

なお、証明者自筆の署名がある場合には、捺印の必要はなく、また、使用されている印が証明者の役職の公印である場合には記名の必要はありません。

- (4) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入してください。
- (5) 「証明期間」欄には、「証明者」として記入した方が、あなたの実務経験について証明できる期間を記入してください。 なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月の2日以降である場合には、最初の月を算入せずに記入してください。
- (6) 「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に(例えば「××部○○課××係技師」等)記入してください。
- (7) 「主な経験の内容」欄には、「職名」欄に記載した役職にいた期間中にあなたが行なった具体的な業務の名称を、おおむね2年毎に一つ以上記入してください。
- (8) 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入してください。 なお、期間は「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月の2日以降である場合には、最初の月を算入せずに記入してください。
- (9) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を合計し記入してください。

広島県	具被災宅	地危険度	判定士	講習会
受	講	修	了	証

<u>住</u> 所

氏 名

年 月 日、広島県が実施した広島県被災宅地 危険度判定士認定登録要綱第11条第1項の規定に基づく講習 会を修了したことを証します。

年 月 日

広島県知事 氏 名

印